

～ 国際研修 ～

第2回「中央アジア比較法制研究セミナー」

国際協力部教官

杉山典子

第1 はじめに

国際協力部では、2009年12月9日（水）から18日（金）までの間、第2回「中央アジア比較法制研究セミナー」を実施した（日程表は文末の資料のとおり）。

本稿は、その実施結果を報告するものである¹。

研修員は、経済紛争を扱う経済裁判所の裁判官、司法省等の企業、担保、債権者・株主（社員）の保護等を担当する国家機関の職員を対象としている。応募の際に提出されたレポート（テーマ：「自国の担保制度の概要について」）による選考の結果、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びウズベキスタンから、それぞれ3名ずつ、以下の合計12名が参加した。

カザフスタン

司法省法務部次長 アクパノヴァ・アジヤラ・エステカハエヴァ氏

産業貿易省法分析専門家 イェルカーソヴァ・クラライ・コペノヴァ氏

南カザフスタン特別広域経済裁判所裁判官 マウレンクロフ・イェルラン・ジエニスベコヴァイチ氏

キルギス

チュイ州広域裁判所裁判官 カクイナリエヴァ・ティナラ氏

国有資産管理委員会監査法務部副部長 カザコフ・ホルスンベック・クムシユベコヴァイチ氏

国有資産管理委員会倒産部法律家スペシャリスト タシベコフ・タラントベック・ヌラノヴァイチ氏

タジキスタン

大統領執行機関法務部チーフスペシャリスト エシユホエフ・ジヤロリッテイン・ホルバタエヴァイチ氏

ドゥシャンベ市経済裁判所裁判官 ミルマフスモフ・イスマイルベック・ムルトベコヴァイチ氏

司法省立法局チーフスペシャリスト スルトノフ・カトリッテイン・ルジャノヴァイチ氏

ウズベキスタン

国家財産委員会条約法律局チーフスペシャリスト カシモフ・ムサファール・アブトウムタリエヴァイチ氏

タシュケント市経済裁判所裁判官 クルボノフ・ラムズベック・マナカリエヴァイチ氏

タシュケント州経済裁判所裁判官 ラヒモフ・アブトウッロ・アブラロヴァイチ氏

第2 セミナーの実施結果

1 セミナー実施の背景等については、第1回「中央アジア比較法制研究セミナー」についての報告である本誌第38号60ページ以下参照

第1回セミナーの研修員から、企業活動の中で生じる法律問題の事例を出してもらったところ、「担保の目的となっている財産を売却した後、買受人から担保権設定契約無効の請求がされた場合」、「真の所有者でない者が担保権設定契約をした場合」等の事例が提出されたことから、「担保制度」をテーマとして採り上げることとした。4カ国で土地の私有の可否が異なったり、動産担保制度の有無が異なったりするため、何が担保の目的物とできるのかについても、比較する価値があると考えられた。

1 発表

「建物に担保を設定する場合」と「工場の機械に担保を設定する場合」について、それぞれ具体的事例を設定し、あらかじめ、各研修員に対し、各事例における実務の取り扱い方についての質問票を送付し、追加レポートとして提出させた。その際、「自国の担保制度について」「上記質問票の事例の自国での運用について」「上記質問票の事例と関連する他の事例とそこで争われた争点について」という発表テーマ及び時間（通訳を含めて各20分）を研修員ごとに指定し、発表原稿の提出を指示していた。

「自国の担保制度について」は、短い発表時間で紹介するのは難しかったと思われるが、多少の時間超過がありつつも、それぞれまとまった発表と、質疑応答がされた。

また、この発表テーマについては、日本側からも、運営委員の出水先生に「日本の担保制度の概要について」説明していただいた。

「上記質問票の事例の自国での運用について」は、各国の特徴が出るほどではなかったため、淡々と発表がされた。

「上記質問票の事例と関連する他の事例とそこで争われた争点について」は、依頼の趣旨がうまく伝わらなかったのか、来日前に発表原稿を提出した者がおらず、心配したが、追加融資に関する事例や、担保権の実行の猶予等について、実情を良く反映した質疑応答がされ、興味深かった。

2 協議

協議の際は、前年同様、スクリーンを2枚用意し、1枚には研修員向けにロシア語、1枚には日本側向けに日本語を表示した。選考レポートの記載をまとめた比較表1「各国の担保制度の概要」、追加レポートの記載をまとめた比較表2「建物を目的とする担保の設定」及び比較表3「工場の機械を目的とす



る担保の設定」を表示し、必要に応じて関連条文等も表示した。

比較表に基づいて協議をするというよりは、確認・修正作業で終わってしまったが、条文の書きぶりは違っていても結果としては同じであったり、同じ単語を使っているが内容が異なっていたり、様々な発見があった。²

また、日本側からの指摘を素直に受け入れる柔軟さは、年齢制限を設けて若手に限定しているためかと思われる。なお、タジキスタンは、他国と比べて回答に苦慮していたが、大学教育を受ける時期と内戦の時期が重なっていることも影響しているのではないかと思われる。しかし協議終了後も残って修正作業をしている熱心さには感銘を受けた。

3 見学

(1) 大阪地方裁判所

大阪地裁見学の4日前に、カザフスタンの研修員が持参したカザフスタンの裁判風景のDVDを見せてもらった。広報用のDVDかと思ったら、今回のセミナーのために、自分の勤務する裁判所の本物の裁判を録画したとのことであった(実際には裁判記録に添付すべきDVDを持ってきた疑いもあり)。競争入札に資格がないとして入れなかった原告が、入札を行った行政機関を訴えたという事件で、原告の主張、被告の主張、被告側参考人の証言、(民事事件の一般的監督として)検察官の意見が述べられ、1時間後に判決が出たという内容であった。カザフスタンでは、すべての法廷にカメラが設置されており、傍聴人もビデオカメラを持ってくるとのことである。去年、大阪地裁を見学させてもらったとき、「裁判は公開が原則なのに、どうしてビデオ撮影はいけないのか」と研修員から不満を言われたのを思い出した。

大阪地裁では、3件の民事事件を傍聴した後、担当裁判官との質疑応答を行った。

日本では複数の事件を並行して処理していることに驚かれたようであるが、中央アジアでは上級審で判決が覆されたら、原審の裁判官は処分を受けるということには、むしろ日本側が驚いた。

なお、裁判官に対して「お子さんは何人ですか？」というプライバシーに関わる質問まで出てきて、「日本では、そういうことは聞くものではない」と慌てて注意したのだが、その後の昼食の際、女性研修員から「日本だけではなく、我々の国でだって、そのような質問はしない」と非難された男性研修員は「だって子供が多いのは幸せなことではないか」

(その研修員は12人兄弟らしい。)と反論したものの、「だからといって公式の場で聞くものではない!」と女性研修員全員から、やっぱり怒られていた。その後は、女性



裁判官の話に熱心に聞き入る研修員

² この点については、本セミナーの研究結果報告に日本側コメントとして掲載する予定

研修員達と日本の少子化の話から、中央アジアと日本の産休・ベビーシッター事情に至るまで、セミナーテーマを離れて、色々な話をする事ができたのも有意義な時間であった。

(2) 三井住友銀行

今回のテーマが「担保制度」であることから、日常的に担保設定業務を行っている金融機関を訪問し、実務についての説明をしていただくこととした。担保価値の評価等、かなり具体的な質問も出ていたが、特に、中央アジアでは金利が年30%くらいの場合もあるらしく、日本が低金利であることを知って、熱心に支店の誘致をしていたのが印象的だった（日本企業と同じ条件で貸し付けられるものではないが・・・）。

また、建物の柱や装飾、貸金庫など、どれも立派で、お金持ち気分を楽しんでしまった（防犯上の理由から、写真はありません。）。

4 意見交換・評価会

今回のセミナーでは、日本側から法改正を求めるような発言はしないということにしていたが、各研修員から、本セミナーの感想として、法改正の必要性についての発言もあり、また、その際に「法改正に当たっては、今回できた友人とも相談したい」という発言もあるなど、期待していた以上の成果があったのではないかと思われた。

次回のテーマについては、株式会社がいいという国もあれば、実際に多いのは有限会社なのだから有限会社がいいという国もあり、再建型の倒産手続がいいという国もあれば、まずは清算型の方が先だという国もあり、それぞれの国で経済の発展状況も異なり、一つに絞ることは難しいと思われるが、どのようなテーマを選んでも、議論の余地は多分にありそうだということはよく分かった。

第3 終わりに

今回は、研修員の1名が到着直後にインフルエンザ感染が判明し、前半の期間を欠席したり、別の研修員に感染性結膜炎の疑いが発生したり、波乱の幕開けであったが、本当にたくさんの方々に、様々な立場から御協力をいただいたお陰で、無事に終了することができたと感謝している。



見学・質疑応答に親切に応じてくださった大阪地方裁判所、三井住友銀行の皆様方、御多忙の中、準備段階も含めて本セミナーの実施に御協力いただいた出水弁護士、伊藤教授、中東教授、狩集弁護士、高瀬弁護士、堀田弁護士、ロシア語を活用してマトリックス表や発表原稿の修正に御尽力いただいた桑原企画調査員、毎日の膨大な翻訳をこなしていただいた岡林研修監理員、ナターシャ研修監理員、次から次へと頼まれる仕事を引き受けていただいた名古屋大学のアリシエルさんとムハammadさん、本セミナーの実施に御協力頂いたJICA本部、JICA大阪国際センターの皆様方、様々な支援をいただいた財団法人国際民商事法センターの皆様方に、深く御礼申し上げたい。

第2回中央アジア比較法制研究セミナー日程表

| 月 日 | 曜 | 10:00 | | 14:00 | | 17:00 | |
|---------------|---|---|--|--------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|--|
| | | 12:30 | | | | | |
| 12 / 9 | 水 | JICAブリーフィング(10:00～) | | オリエンテーション(14:00～) | | 発表準備(15:00～) | |
| 12 / 10 | 木 | 部長挨拶 | 発表Ⅰ(10:10～12:30) 担保制度の概要 1.カザフスタン(10分=20分) 2.キルギス(10分=20分) 3.タジキスタン(10分=20分) 4.ウズベキスタン(10分=20分) 5.日本:(10分=20分) | | 部長主催 意見交換会 (12:45～13:45) | 協議Ⅰ(14:30～16:00) 論点整理・改訂ポイント確認 | |
| | | | (研修員) 協議Ⅰを踏まえて 加筆・修正 | | (16:00～) (日本側) 論点整理Ⅰ | | |
| 12 / 11 | 金 | 休日 | | | | | |
| 12 / 12 | 土 | 協議Ⅱ(10:00～12:30) 改訂箇所の確認 | | (研修員) 協議Ⅱを踏まえて加筆・修正 | | (日本側) 論点整理Ⅱ | |
| 12 / 13 | 日 | 発表Ⅱ(10:00～12:30) 事例問題回答 1.カザフスタン(10分=20分) 2.キルギス(10分=20分) 3.タジキスタン(10分=20分) 4.ウズベキスタン(10分=20分) | 協議Ⅲ(14:00～16:00) 論点整理・改訂ポイント確認 | | (研修員) 協議Ⅲを踏まえて 加筆・修正 | | |
| | | | (16:00～) (日本側) 論点整理Ⅲ | | | | |
| 12 / 14 | 月 | 発表Ⅲ(10:00～12:30) 事例紹介 1.カザフスタン(10分=20分) 2.キルギス(10分=20分) 3.タジキスタン(10分=20分) 4.ウズベキスタン(10分=20分) | (研修員) 協議Ⅲを踏まえて加筆・修正 | | (日本側) 論点整理Ⅳ | | |
| | | | | | | | |
| 12 / 15 | 火 | 休日 | | | | | |
| 12 / 16 | 水 | 見学 大阪地方裁判所 傍聴, 見学(10:15～11:50) | | 三井住友銀行 見学(14:00～16:00) | | | |
| 12 / 17 | 木 | 協議Ⅳ(10:00～) 最終確認(必要に応じてスクリーン上で改訂) | | | | | |
| 12 / 18 | 金 | 評価会(10:00～11:30) | 意見交換会(11:30～13:00) 次回テーマについて | 閉講式 (13:00～ 13:30) | | | |